

大綱的指針の現行と改定（案）の対照表

改定（案） （二重線部分は新規、具体化等）	現行
<p>第1章 評価の基本的考え方</p> <p>1. 評価の目的・意義</p> <p>2. 評価対象の範囲</p> <p>2. 評価実施主体、研究者及び評価者の責務</p> <p>3. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向性</p>	<p>第1章 本指針の位置付けと目的</p> <p>第2章 本指針が対象とする国の研究開発の範囲</p> <p>第3章 評価実施主体、研究者及び評価者の責務</p>
<p>第2章 評価の在り方</p> <p>1. 評価実施上の共通原則</p> <p>評価の公正さと透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用 研究評価等の公表 評価内容等を被評価者に開示 <p>評価結果の予算・人材等の資源配分への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続/拡大/中止/縮小や研究者の処遇等へ反映等 	<p>第4章 評価の在り方</p> <p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 透明性のある明確な評価の実施 外部評価の導入 評価結果等諸情報の積極的な公開 研究開発資源配分への反映等評価結果の適切な活用
<p>評価に必要な資源資源の確保と評価体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価業務のための経費の充実 研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成 国全体のデータベースの整備と効率的かつ高度な評価のための電子システムの導入 	<p>評価実施上の共通原則</p> <p>留意すべき事項</p>
<p>2. 留意すべき事項 研究の質を重視した評価</p>	
<p>第3章 評価の実施（対象別の評価方法）</p> <p>1. 研究開発施策の評価</p> <p>評価の視点と方法、評価結果の反映 (研究開発戦略等) (研究開発制度等)</p>	
<p>2. 研究開発課題の評価</p> <p>(1) 競争的資金による課題 (研究専従率の導入)</p> <p>評価の視点と方法、評価結果の反映</p> <p>(2) 政策目的に応じた課題(プロジェクト)等 評価の視点と方法、評価結果の反映</p> <p>(3) 基盤的資金による課題</p> <p>(4) 課題評価において留意すべき事項</p> <p>総合科学技術会議が重要研究開発の評価を実施</p>	<p>第5章 研究開発課題の評価</p> <p>競争的資金による課題評価</p> <p>重点的資金による課題評価</p> <p>サイエンス等大規模かつ重要なプロジェクト評価</p> <p>基盤的資金による課題評価</p>
<p>3. 研究開発機関の評価 (機関長の責任を明確化)</p> <p>評価の視点と方法、評価結果の反映</p> <p>大学の評価</p> <p>独立行政法人研究機関の評価、その他</p>	<p>第6章 研究開発機関の評価</p> <p>国立試験研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関の運営全般について評価を実施し、国民各般の意見を評価に反映 <p>大学等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検、評価の一層充実し、各大学の実状に応じ、評価の実施体制を整備 外部への積極的な情報発信 <p>研究開発を実施する特殊法人等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国研に準じた措置を講じ、評価結果を国の施策・事業に的確に反映 <p>その他の機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題評価の際などに必要な評価を実施
<p>4. 研究者の業績評価</p> <p>機関長が評価のためのルールを整備</p> <p>多様な評価基準を設定</p>	
<p>第4章 大綱的指針等の見直し</p> <p>研究開発評価の実施状況等のフォローアップ</p> <p>その結果に基づき、必要に応じて大綱的指針、各省の指針を適宜見直し</p>	<p>第7章 本指針の見直し</p> <p>科学技術会議が実施状況についてフォローアップを行い、必要に応じて、指針の見直しを行う。</p>

(注) 「大綱的指針（現行）」に盛り込まれている事項は、特に記述がない限り原則として「改定（案）」に引き継がれる